

(二) 新旧对照条文

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">社会福祉法施行規則</p> <p>（法第十九条第一項第四号に規定する厚生省令で定める者）</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第十九条第一項第四号に規定する厚生省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 社会福祉士</p> <p>二 精神保健福祉士</p> <p>（設立認可申請手続）</p> <p>第二条 法第三十一条の規定により、社会福祉法人（第十三条第一項第一号及び第二項第二号、第二十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十条第二項第二号を除き、以下「法人」という。）を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を法第三十条に規定する所轄庁（第十条第一項及び第二項を除き、以下「所轄庁」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該法人がその事業を行うため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p>	<p style="text-align: center;">社会福祉事業法施行規則</p> <p>（設立認可申請手続）</p> <p>第一条 法第二十九条の規定により、社会福祉法人（第七条を除き、以下「法人」という。）を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書及び定款を法第二十八条の二に規定する所轄庁（以下単に「所轄庁」という。）に提出するものとする。</p> <p>一 四（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該法人がその事業を行なうため前号の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類</p>

三〇六 (略)

3 (略)

4 法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一月以内にこれを証明する書類を添付して所轄庁に報告しなければならない。

5 第一項の認可申請書類には、副本一通(法第三十条第二項の法人にあつては、副本二通)を添付しなければならない。

(定款変更認可申請手続)

第三条 法人は、法第四十三条の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の定款の変更が、当該法人が新たに事業を営む場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

一 (略)

二 当該事業を行うため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類

三 (略)

3 第一項の定款の変更が、当該法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を記載した書類を添付して所轄庁に申請しなければならない。

4 (略)

三〇六 (略)

3 (略)

4 法人は、その設立の認可を受けたときは、遅滞なく財産目録記載の財産の移転を受けて、その移転を終了した後一ヶ月以内にこれを証明する書類を添えて所轄庁に報告するものとする。

5 第一項の認可申請書類には、副本一通(法第二十八条の二第二項の法人にあつては副本二通)を添付するものとする。

(定款変更認可申請手続)

第二条 法人は、法第四十一条の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を具して、所轄庁に申請するものとする。

一 定款変更の条項(新旧の比較対照表をあわせて記載すること。)
及び
事由

二・三 (略)

2 前項の定款の変更が、当該法人が新たに事業を営む場合に係るものであるときは、同項各号のほか、次に掲げる事項を具して、所轄庁に申請するものとする。

一 (略)

二 当該事業を行なうため前号の書類に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限の所属を明らかにすることができる書類

三 (略)

3 第一項の定款の変更が、当該法人が従来経営していた事業を廃止する場合に係るものであるときは、同項各号のほか、廃止する事業の用に供している財産の処分方法を具して、所轄庁に申請するものとする。

4 (略)

(定款変更の届出)

第四条 法第四十三条第一項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項
 - 二 法第三十一条第一項第七号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）
 - 三 法第三十一条第一項第十四号に掲げる事項
- 2 前条第一項の規定は、法第四十三条第三項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第一項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替える。

(解散の認可又は認定申請手続)

第五条 法人は、法第四十六条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して所轄庁に提出しなければならない。

- 一 法第四十六条第一項第一号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 二 (略)

三 負債があるときは、その負債を証明する書類

2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(合併認可申請手続)

第六条 法人は、法第四十九条第二項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、合併の理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付

(定款変更の届出)

第二条の二 法第四十一条第一項に規定する厚生省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二十九条第一項第四号に掲げる事項
 - 二 法第二十九条第一項第七号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）
 - 三 法第二十九条第一項第十三号に掲げる事項
- 2 前条第一項の規定は、法第四十一条第三項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。

(解散の認可又は認定申請手続)

第三条 法人は、法第四十四条第二項の規定により、解散の認可又は認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を具して、所轄庁に申請するものとする。

一 理由書

- 二 法第四十四条第一項第一号の手続又は定款に定める手続を経たことを証明する書類
- 三 (略)

四 残余財産の処分方法

五 負債ある場合は、その負債を証明する書類

2 第一条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(合併認可申請手続)

第四条 法人は、法第四十七条第二項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を具して所轄庁に申請するものとする

して所轄庁に提出しなければならない。

一 法第四十九条第一項の手續又は定款に定める手續を経たことを証明する書類

二・三 (略)

四 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類

イハハ (略)

ニ 各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄を記載した書類

五 法第五十二条の場合においては、設立の事務を行う者が同条の規定により選任された者であることを証明する書類

2 第二条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(身分を示す証明書)

第七条 法第五十六条第一項の規定により検査を行う当該職員は、その身分を示す様式第一号による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(助成申請手續)

第八条 法第五十八条の規定により法人が国の補助を申請しようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生大臣に提出しなければならない。

一ハ四 (略)

2 (略)

3 第二条第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

(現況の報告)

一 理由書

二 法第四十七条第一項の手續又は定款に定める手續を経たことを証明する書類

三・四 (略)

五 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の事項

イハハ (略)

ニ 各役員となるべき者について、他の役員となるべき者のうちに、その者と婚姻関係又は三親等以内の親族関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との続柄

六 法第五十条の場合においては、設立の事務を行う者が同条の規定により選任せられた者であることを証明する書類

2 第一条第三項及び第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(助成申請手續)

第五条 法第五十六条の規定により法人が国の補助を申請しようとするときは、申請書に左の書類を添付して厚生大臣に提出するものとする。

一ハ四 (略)

2 (略)

3 第一条第五項の規定は、第一項の場合に準用する。

(現況の報告)

第九条 法第五十九条第一項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 法第五十九条第一項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書二通を提出することにより行うものとする。

3 (略)

(電子情報処理組織による報告)

第十条 法第三十条第一項に規定する所轄庁(同条第二項の法人にあつては、法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。次項において同じ。)は、法第五十九条第一項の規定による届出については、前条第二項による方法に代えて、厚生省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と法人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。第三項において同じ。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた届出は、前項に規定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に所轄庁に到達したものとみなす。

3 電子情報処理組織を使用して法第五十九条の規定による届出をしようとする者についての前条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「の現況報告書二通を提出」とあるのは「入出力装置から入力してファイルに記録」と、同条第三項中「前項の報告書には、次に掲げる書類を添付」とあるのは「前項の届出をする場合には、次に掲げる書類二通を提出」とする。

(社会福祉法人台帳)

第十一条 (略)

2 (略)

第六条 法第五十六条の二第一項に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

2 法第五十六条の二第一項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書二通を提出することにより行うものとする。

3 (略)

(社会福祉法人台帳)

第六条の二 (略)

2 (略)

(身分を示す証明書)

第十二条 法第七十条の規定により検査その他事業経営の状況の調査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(寄附金募集許可申請手続)

第十三条 法第七十三条第一項の規定による許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 十一 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 募集地と事業経営地が異なる場合にあつては、事業経営地の都道府県知事の当該事業に関する証明書

3 法第七十三条第三項の規定による報告は、募集期間経過後二週間以内に行わなければならない。

(寄附金募集従事証)

第十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の許可を与えるときであつて、当該申請者が募集従事者を置く場合には、寄附金の募集従事者に対しては、様式第二号による募集従事証を交付するものとする。

2 募集従事者は、寄附金の募集に従事するときは、常に募集従事証を携帯し、厚生大臣又は都道府県知事の指定する職員又は寄附者から要求があつたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

(法第七十七条に規定する厚生省令で定める契約等)

第十五条 法第七十七条に規定する厚生省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するための契約とする。

(寄附金募集許可申請手続)

第七条 法第六十九条第一項の規定による許可申請書には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 十一 (略)

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添附することを要する。

一 三 (略)

四 募集地と事業経営地が異なる場合にあつては、事業経営地の都道府県知事の当該事業に関する証明書

3 法第六十九条第三項の規定による報告は、募集期間経過後二週間以内にするものとする。

(寄附金募集従事証)

第八条 厚生大臣又は都道府県知事は、前条の許可を与えるときであつて、当該申請者が募集従事者を置く場合には、寄附金の募集従事者に対しては、様式第一号に依る募集従事証を交付するものとする。

2 募集従事者は、寄附金の募集に従事するときは、常に募集従事証を携帯し、厚生大臣又は都道府県知事の指定する職員又は寄附者から要求があつたときは、直ちにこれを呈示しなければならない。

- 一 法第二条第三項第一号に掲げる事業
 - 二 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 障害児相談支援事業
 - ロ 保育所を経営する事業
 - ハ 児童厚生施設を経営する事業
 - ニ 児童家庭支援センターを経営する事業
 - ホ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
 - 三 法第二条第三項第三号に掲げる事業のうち、母子福祉施設を経営する事業
 - 四 法第二条第三項第四号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 老人福祉センターを経営する事業
 - ロ 老人介護支援センターを経営する事業
 - 五 法第二条第三項第五号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 身体障害者相談支援事業
 - ロ 身体障害者福祉センターを経営する事業
 - ハ 身体障害者の更生相談に応ずる事業
 - 六 法第二条第三項第六号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの
 - イ 知的障害者相談支援事業
 - ロ 知的障害者の更生相談に応ずる事業
 - 七 法第二条第三項第七号に掲げる事業のうち、精神障害者社会復帰施設（精神障害者地域生活支援センターに限る。）を経営する事業
 - 八 法第二条第三項第九号に掲げる事業
 - 九 法第二条第三項第十一号に掲げる事業
- 2 法第七十七条第四号に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 福祉サービスの提供開始年月日
 - 二 福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

(請大に告が禁止される事項)

第十六条 法第七十九条に規定する厚生省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 提供される福祉サービスの質その他の内容に関する事項
- 二 利用者が事業者を支払うべき対価に関する事項
- 三 契約の解除に関する事項
- 四 事業者の資力又は信用に関する事項
- 五 事業者の事業の実績に関する事項

(選考委員会の委員の選任に関する意見の聴取)

第十七条 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。)(第二条第三項に規定する選考委員会(以下「選考委員会」という。))の委員の選任に当たつては、都道府県社会福祉協議会が定める方法であつて、次の各号のいずれかに該当するものによるものとする。

- 一 一定の期間を指定して意見書の提出を受け付ける方法
- 二 あらかじめ公示した期日及び場所において意見を聴取する方法
- 三 前二号の方法に準ずるものとして都道府県社会福祉協議会が定める方法

(選考委員会の委員の任期)

第十八条 選考委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(選考委員会の委員長)

第十九条 選考委員会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する委員長一人を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちからあらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(選考委員会の会議)

- 20条 選考委員会は、委員長が招集する。
- 2 選考委員会は、福祉サービスの利用者を代表する委員、社会福祉事業を経営する者を代表する委員及び公益を代表する委員の各二分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(苦情の解決のあつせんの申請)

第二十一条 法第八十五条第一項に規定する申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者（以下「当事者」という。）は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）に対し、法第八十五条第二項に規定するあつせん（以下「あつせん」という。）の申請をすることができる。

2 前項のあつせんの申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を運営適正化委員会に提出しなければならない。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 2 当事者の一方からの申請をしようとするときは、他方の当事者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 3 あつせんを求める事項
- 4 その他あつせんを行うに際し参考となる事項

(他の当事者への通知等)

第二十二條 運営適正化委員会は、当事者の一方からあつせんの申請があつたときは、他方の当事者に対し、その旨を通知するとともに、相当の期間を指定して、当該申請に係る事件をあつせんに付することに同意するかどうかを書面をもつて回答すべきことを求めなければならない。

2 前項の規定により回答を求められた者が同項に規定する期間内に回答をしなかつたときは、あつせんに付することに同意しなかつたものとみなす。

3 運営適正化委員会は、当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において、他方の当事者がこれに同意しなかつたときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(あつせんへの付託等)

第二十三條 運営適正化委員会は、前項の規定により当事者の双方からあつせんの申請があつたとき、又は当事者の一方からあつせんの申請があつた場合において他方の当事者がこれに同意したときは、令第七条第一項に規定する合議体（以下「合議体」という。）によるあつせんに付するものとする。ただし、運営適正化委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないとき、又は申請者が不当な目的のみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせんに付さないことができる。

2 運営適正化委員会は、申請に係る事件をあつせんに付したときは、その旨及び当該事件のあつせんを行う合議体を構成する委員の氏名を当事者に通知しなければならない。

3 運営適正化委員会は、申請に係る事件を第一項ただし書の規定によりあつせんに付さないこととしたときは、理由を付した書面をもつて当事者にその旨を通知しなければならない。